

# 長期未着手の土地区画整理事業施行区域の見直しに係る 見直しガイドラインについて

## 1 経 緯

土地区画整理事業は、道路・公園などの公共施設と宅地を一体的かつ総合的に整備する事業手法で、本市においては、市街化区域の約1割（約780ha）が都市計画事業によって整備されている。

一方で、長期にわたって着手されていない施行区域が、一部未着手の区域を含め約3割（8区域：約392ha）あり、そこでは施設整備の遅延だけでなく、地権者等への長期にわたる土地利用制限などが問題となっている。

このため、施行区域の廃止など都市計画変更を視野に入れ、改めて事業の必要性や実現性を検証することとし、見直しガイドラインの策定とともにカルテの作成に着手するものです。

## 2 見直しの対象区域と位置

見直しの対象を、都市計画決定後、おおむね10年以上着手していない区域の8区域全てを対象とする。

### (1) 区 域

- 新屋（全部未着手）      ○築山（全部未着手）      ○茨島（一部未着手）
- 土崎（一部未着手）      ○川尻（一部未着手）      ○秋田港（一部未着手）
- 秋操（一部未着手）      ○秋田駅東（一部未着手）

### (2) 位 置

裏面「見直し対象位置図」のとおり

## 3 今後のスケジュール

平成27年7月14日	都市計画審議会への説明 （ガイドライン素案、スケジュールの提示）
7月24日～8月24日	ガイドライン素案の意見募集
10月上旬	ガイドライン原案の作成および都市計画審議会へ諮問
10月上旬	ガイドラインの決定
10月中旬～	カルテの作成開始
※平成28年度以降	カルテの取りまとめ カルテの意見募集 存続、縮小、廃止の方針決定 （審議会に意見聴取） 都市計画変更

## 4 土地区画整理事業施行区域見直しガイドライン（素案）

別紙「資料1」のとおり

## 5 見直し対象位置図

